令和元年度福岡県市町村普通会計決算 及び健全化判断比率等の概要(速報) (政令市以外の県内58市町村)

1 ポイント

- 〇 令和元年度における普通会計決算
 - ・ 政令市を除く 58 市町村の歳入・歳出総額は、ともに平成 29 年度以降 3 年連続で増加し、過去最大。
 - 経常収支比率は、平成28年度以降4年連続の上昇。依然として財政構造は硬直化が進んでいる。
- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率
 - 早期健全化基準・財政再生基準以上となる市町村はない。
- 〇 「地方公共団体財政健全化法」に基づく地方公営企業の資金不足比率
 - · 資金不足額を生じたのは、中間市、小竹町及び糸田町の病院事業並びに篠栗 町の宅地造成事業。
 - 経営健全化基準以上の事業はない。

2 令和元年度普通会計決算の状況

(単位:百万円、%)

区分	歳入総額	増減率	歳出総額	増減率	経常収支 比率
政令市を除く 市町村計	1, 202, 408 (1, 173, 729)	2. 4 (1. 8)	1, 167, 648 (1, 138, 968)	2. 5 (2. 0)	93. 2 (93. 0)
(参考)	1, 437, 009	1.8	1, 418, 772	1.9	96. 3
政令市	(1, 410, 982)	(△0.9)	(1, 392, 686)	(\(\Delta\)1.0)	(95. 9)
計	2, 639, 417 (2, 584, 711)	2. 1 (0. 3)	2, 586, 420 (2, 531, 654)	2. 2 (0. 3)	93. 3 (93. 1)

()内の数値は、平成30年度普通会計決算の数値

【歳入】

- 国庫支出金、県支出金及び地方債の増加
- ふるさと納税による寄附金、分担金及び負担金の減少
- ・ これらの結果、歳入全体としては増加

【歳出】

- 義務的経費は、幼児教育・保育の無償化等による扶助費の増、公債費の増により増加
- 投資的経費は、学校空調設備整備事業等の実施による普通建設事業費の増により増加
- これらの結果、歳出全体としては増加

【経常収支比率】

- 県平均(単純平均)は、0.2 ポイント増の93.2%
- 100%以上の団体は1団体(前年度1団体)

(単位:%)

団体名	経常収支比率	摘要
田川市	101.3	幼児教育・保育無償化の前倒し実施等 に伴う扶助費の増

3 健全化判断比率等の状況

- 〇 実質赤字比率
 - 実質赤字額が生じた市町村はない。
- 〇 連結実質赤字比率
 - 連結実質赤字額が生じた市町村はない。
- 〇 実質公債費比率
 - ・ 実質公債費比率(単純平均)は、前年度から 0.1 ポイント減の 6.4%で、全体 としては改善。
 - 地方債の発行に際して許可が必要となる18%以上となった市町村はない。※ 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。

〇 将来負担比率

- 将来負担比率(単純平均)は、前年度から 1.2 ポイント増の 20.0%で、全体としては悪化。
 - ※ 将来負担比率の早期健全化基準は350%。

〇 資金不足比率

- ・ 地方公営企業に係る資金不足額が生じた事業は、前年度から2事業増の4事業で、中間市、小竹町及び糸田町の病院事業並びに篠栗町の宅地造成事業。
- ・ 病院事業については、医師不足に伴う患者数の減少等によって収支が悪化したことが主な要因。
- ・ 篠栗町の宅地造成事業については、造成工事の完了が遅れたことに伴い、進 出企業からの売払収入が年度を越えることとなったため、一時的に資金不足額 が生じたもの。

(単位:百万円、%)

団体名	事業名	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
中間市	病院	275. 4	16. 2	
篠栗町	宅地造成	136. 0	14. 2	20. 0
小竹町	病院	79. 9	18. 0	20. 0
糸田町	病院	19.8	3. 1	

令和2年9月30日

担当課:市町村支援課財政係

内 線: 2711

直 通:092-643-3074

担当者:江崎・園田・木下

令和元年度県内市町村普通会計決算及び健全化判断比率の概要(速報) (政令市を除く 58 市町村の状況)

1 決算収支状況

(1) 県内市町村(政令市を除く 58 市町村)の令和元年度普通会計決算は、歳入総額が1兆2,024 億円、歳出総額が1兆1,676 億円となり、前年度と比較して、歳入が+287 億円(+2.4%)、歳出が+287 億円(+2.5%)増加した。

歳入の増加については、国庫支出金、県支出金、地方債等が増加したこと、歳 出の増加については、扶助費、普通建設事業費、補助費等等が増加したことが主 な原因となっている。

- (2) 歳入歳出差引額(形式収支)は、348億円の黒字となった。
- (3)上記の形式収支から、明許繰越等のため翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、255億円の黒字となった。なお、実質収支が赤字の市町村はない。

表1 決算収支の状況

(単位:百万円、%)

			\ 	<u> </u>
区分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	増 減 率
	Α	В	C=A-B	C/B*100
歳入決算額	1,202,408	1,173,729	28,679	2.4
歳出決算額	1,167,648	1,138,968	28,680	2.5
歳入歳出差引額	34,760	34,761	1	0.0
翌年度繰越財源	9,274	9,144	130	1.4
実質収支	25,486	25,617	▲ 131	▲ 0.5

[※] 単位が百万円の表については、千円単位の数値を基礎としているため、表内の計が合わない 場合がある。(以下、各表について同じ。)

2 歳入の状況

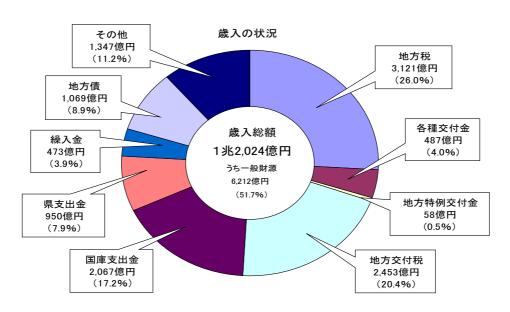
令和元年度の歳入総額は1兆2,024億円で、寄附金(▲74億円、▲23.7%)、分担金及び負担金(▲26億円、▲16.3%)、各種交付金(▲24億円、▲4.8%)等が減少したものの、国庫支出金(+159億円、+8.3%)、県支出金(+83億円、+9.5%)、地方債(+64億円、+6.4%)等が増加したことにより、前年度(1兆1,737億円)と比較して+287億円(+2.4%)増加した。

なお、使途が特定されず、どの経費にも自由に充てることができる一般財源は、前年度 と比較して 51 億円 (+0.8%) 増加したが、歳入全体に占める構成比は 51.7%と、前年度 の 52.5%から 0.8 ポイント低下した。

表2 歳入の状況

表2 歳人の状況					(単位:百	万円、%)
	令和元4	年度	平成30	年度	増減額	増減率
		構成比		構成比		
地 方 税	312,057	26.0	307,231	26.2	4,826	1.6
各種交付金	48,724	4.0	51,155	4.4	▲ 2,432	4 .8
うち地方消費税交付金	43,888	3.6	44,936	3.8	▲ 1,048	▲ 2.3
地方特例交付金	5,819	0.5	1,950	0.2	3,869	198.4
地方交付税	245,277	20.4	246,603	21.0	▲ 1,326	▲ 0.5
国庫支出金	206,720	17.2	190,831	16.2	15,889	8.3
県支出金	94,962	7.9	86,692	7.4	8,270	9.5
繰入金	47,268	3.9	44,596	3.8	2,672	6.0
地 方 債	106,857	8.9	100,430	8.5	6,426	6.4
うち臨時財政対策債	28,325	2.4	34,222	2.9	▲ 5,897	▲ 17.2
その他	134,721	11.2	144,241	12.3	▲ 9,520	▲ 6.6
うち地方譲与税	9,283	0.8	9,098	0.8	185	2.0
うち分担金及び負担金	13,396	1.1	16,000	1.4	▲ 2,603	▲ 16.3
うち寄附金	23,912	2.0	31,319	2.7	▲ 7,407	▲ 23.7
歳入合計	1,202,408	100.0	1,173,729	100.0	28,679	2.4
うち一般財源	621,160	51.7	616,038	52.5	5,122	0.8

※数値は端数調整を行っているため、表内の計が合わない場合がある。



主な歳入の状況は次のとおり。

(1)地方税は、固定資産税が+34億円(+2.5%)、市町村民税が+8億円(+0.6%)、 市町村たばこ税が+3億円(+1.6%)の増となったこと等により、前年度と比 較して+48億円(+1.6%)増加した。

固定資産税の主な増は、家屋の増+18 億円(+2.9%)、償却資産の増+15 億円(+5.9%)。

市町村民税の主な増減は、所得割の増+15億円(+1.3%)、法人均等割の増+2億円(+2.9%)、法人税割の減▲10億円(▲5.7%)。

- (2)地方消費税交付金は、11 月末日が土曜日であったため、地方消費税の納期限が延長されたことにより、前年度と比較して▲10 億円(▲2.3%)減少した。
- (3) 地方交付税は、普通交付税が+9億円(+0.4%)の増となる一方で、特別交付税が▲22億円(▲6.3%)の減となったことにより、前年度と比較して▲13億円(▲0.5%)減少した。
- (4) 国庫支出金は、児童保護費等負担金が+53億円(+19.9%)、普通建設事業費 支出金が+40億円(+35.6%)の増となったこと等により、前年度と比較して+ 159億円(+8.3%)増加した。
- (5) 繰入金は、財政調整基金からの繰入金が▲23 億円(▲13.2%)の減となる一方で、減債基金からの繰入金が+10 億円(+26.3%)、その他特定目的基金からの繰入金が+24 億円(+10.3%)の増となったこと等により、前年度と比較して+27 億円(+6.0%)増加した。
- (6) 地方債は、臨時財政対策債が▲59 億円(▲17.2%)の減となる一方で、過疎対 策事業債が+30億円(+21.7%)、旧市町村合併特例事業債が+27億円(+25.3%) の増となったこと等により、前年度と比較して+64億円(+6.4%)増加した。
- (7) 寄附金は、ふるさと納税が▲92 億円 (▲30.0%) の減となったこと等により、 前年度と比較して▲74 億円 (▲23.7%) 減少した。

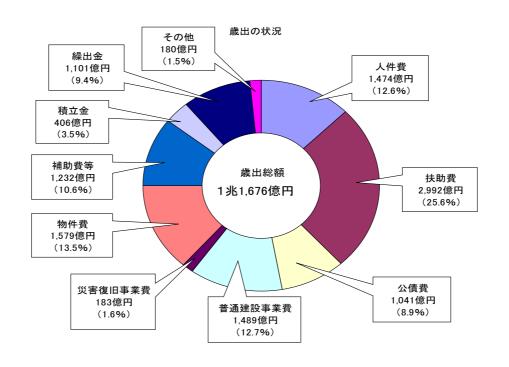
3 歳出の状況

令和元年度の歳出決算額は1兆1,676億円で、積立金(▲15億円、▲3.6%)、 繰出金(▲13億円、▲1.1%)等が減少した一方で、扶助費(+145億円、+5.1%)、 普通建設事業費(+120億円、+8.8%)、補助費等(+44億円、+3.7%)等が増加したことにより、前年度(1兆1,390億円)と比較して+287億円(+2.5%)増加した。

表3 歳出の状況 (単位:百万円、%)

	令和元4	年度	平成30	年度	<u></u>	増減率
		構成比		構成比		
義務的経費	550,636	47.2	535,421	47.0	15,214	2.8
人 件 費	147,356	12.6	147,617	13.0	▲ 261	▲ 0.2
扶 助 費	299,152	25.6	284,689	25.0	14,463	5.1
公 債 費	104,127	8.9	103,115	9.0	1,012	1.0
投資的経費	167,124	14.3	154,950	13.6	12,175	7.9
普通建設事業費	148,862	12.7	136,827	12.0	12,035	8.8
うち補助事業費	67,382	5.8	58,185	5.1	9,197	15.8
うち単独事業費	75,789	6.5	72,376	6.4	3,413	4.7
うち県営事業負担金	5,595	0.5	6,106	0.5	▲ 511	▲ 8.4
災害復旧事業費	18,262	1.6	18,123	1.6	139	0.8
その他の経費	449,889	38.5	448,598	39.4	1,291	0.3
うち物件費	157,948	13.5	157,661	13.8	287	0.2
うち補助費等	123,222	10.6	118,778	10.4	4,444	3.7
うち積立金	40,646	3.5	42,180	3.7	▲ 1,534	▲ 3.6
うち繰出金	110,058	9.4	111,315	9.8	▲ 1,257	▲ 1.1
歳 出 合 計	1,167,648	100.0	1,138,968	100.0	28,680	2.5

※数値は端数調整を行っているため、表内の計が合わない場合がある。



性質別に見た歳出の状況は次のとおり。

(1) 義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)

人件費が減となったものの、扶助費及び公債費が増となったことにより、前年度と比較して+152億円(+2.8%)増加した。

人件費は、前年度と比較して▲3億円(▲0.2%)減少した。

扶助費は、幼児教育・保育の無償化等により、+145億円(+5.1%)増加した。 公債費は、臨時財政対策債や過疎対策事業債に係る元利償還金が増となったこ

と等により、+10億円(+1.0%)増加した。

(2) 投資的経費(普通建設事業費及び災害復旧事業費)

普通建設事業費、災害復旧事業費ともに増加したため、前年度と比較して +122 億円(+7.9%)増加した。

普通建設事業費は、学校空調設備整備事業等の増加により補助事業費が+92億円(+15.8%)の増となり、新庁舎建設事業等の増加により単独事業費が+34億円(+4.7%)の増となったため、普通建設事業費全体としては+120億円(+8.8%)増加した。

災害復旧事業費は、平成30年7月豪雨及び令和元年7月、8月大雨の発生に 伴い、前年度と比較して+1億円(+0.8%)増加した。

(3) その他の経費(物件費、補助費等、積立金、繰出金及びその他)

補助費等は、一部事務組合負担金等の増により、前年度と比較して+44億円(+3.7%)増加した。

積立金は、ふるさと納税基金への積立等の減により、前年度と比較して▲15 億円(▲3.6%)減少した。

繰出金は、下水道会計への繰出額等の減により、前年度と比較して▲13 億円(▲ 1.1%)減少した。

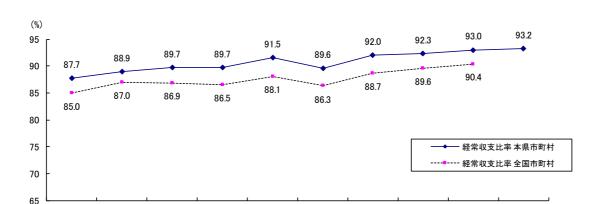
4 経常収支比率の状況

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等との比率である。

令和元年度の経常収支比率(単純平均)は93.2%で、前年度(93.0%)と比較して+0.2ポイント増加した。

これは、分母である地方税等の経常一般財源等が+14億円(+0.2%)の増となったものの、分子である扶助費、補助費等等の経常的経費に充てた一般財源が+67億円(+1.2%)増加したためである。

経常収支比率が100%以上の市町村は1団体(前年度1団体)である。



H27

H28

H29

H30

R1

表 4-1 経常収支比率の推移

H22

(注)本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

H26

区分	70%未満	70%以上	80%以上	90%以上	100%以上	計
		80%未満	90%未満	100%未満		
市	0	0	5	21	1	27
町村	0	0	10	21	0	31
計	0	0	15	42	1	58

表4-2 経常収支比率の段階別市町村数

H24

H25

H23

表4-3 経常収支比率が100%以上の市町村

(単位:%)

団体名	経常収支比率	摘要
田川市	101.3	幼児教育・保育無償化の前倒し 実施等に伴う扶助費の増

5 地方債現在高及び積立金現在高の状況

(1) 地方債現在高

令和元年度末の地方債現在高は、1兆298億円(うち臨時財政対策債4,211億円)となった。

臨時財政対策債が▲79 億円 (▲1.8%)の減、臨時財政対策債以外の地方債が+165 億円 (+2.8%)の増となり、前年度末と比較して+86 億円 (+0.8%)増加した。

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

表5-1 地方債年度末現在高の状況

区分	•	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市町村計	+	1,003,756	1,005,859	1,017,065	1,021,233	1,029,828
増減項	卒	2.7	0.2	1.1	0.4	0.8

(2)積立金現在高

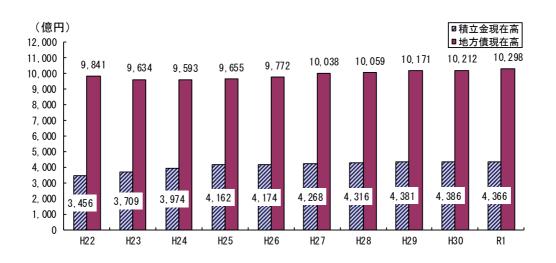
令和元年度末の積立金の現在高は、4,366 億円となり、前年度末と比較して ▲20 億円(▲0.5%)減少した。

基金別にみると、財政調整基金の現在高は 1,502 億円 (▲72 億円、 ▲4.6%)、減債基金の現在高は 475 億円 (▲20 億円、▲4.1%)、その他特定目的 基金の現在高は 2,389 億円 (+72 億円、+3.1%) となっている。

表5-2 積立金現在高の状況

区分	財政調整基金	減債基金	特定目的基金	合 計
令和元年度末	150,174	47,530	238,913	436,616
平成30年度末	157,356	49,560	231,708	438,624
増 減 額	▲ 7,182	▲ 2,030	7,205	▲2,008
増 減 率	▲ 4.6	▲ 4.1	3.1	▲0.5

表5-3 地方債現在高・積立金現在高の状況



6 健全化判断比率の状況

平成 19 年 6 月に公布された財政健全化法においては、地方公共団体の財政の健全性に関する比率として、以下に示す 4 つの財政指標が健全化判断比率として定められている。

これらの比率については、議会に報告し、公表することが義務付けられており、また、健全化判断比率のいずれかが悪化し、早期健全化基準以上である場合には、 財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表すること等が義務付けられている。 令和元年度決算に基づく健全化判断比率(速報値)の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における歳出に対する歳入の不足額(実質赤字額) を地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したも のである。

この比率が高くなる場合、その年度における歳入の、歳出に対する実質的な不 足額が増大し、歳入と歳出の不均衡が拡大していることになる。その解消には、 従来より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となるため、赤字の解消期間も長 期間にわたる可能性が高くなり、その団体の財政運営は困難な事態に陥る。

令和元年度決算において、実質赤字額が生じた県内市町村はない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して算出された連結実質赤字額を、標準財政規模で除したものである。

一般会計等が黒字であるにも関わらず、この比率が高くなっている場合、その 団体の会計のうち一部の会計において赤字額が増大しており、その団体全体の財 政運営において問題が生じていることを示している。

令和元年度決算において、連結実質赤字額が生じた県内市町村はない。

(3) 実質公債費比率

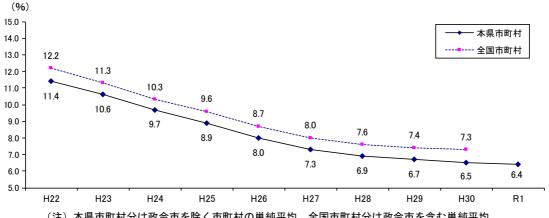
実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的経費である公債費(地方債の元利償還金)や公債費に準じた経費(準元利償還金)を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヶ年の平均値である。

公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができないものであり、一度増大すると短期間で削減することは困難となる。実質公債費 比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、 赤字団体となる可能性が高まることとなる。

県内市町村の実質公債費比率の平均(単純平均)は、起債の抑制、繰上償還の 実施及び既発債の償還終了等により実質的な公債費負担額が減少したことから、 前年度に比して 0.1 ポイント減の 6.4%となった。

また、平成25年度以降、地方債の発行に際して許可が必要となる18%以上となった市町村はない。

表6-1 実質公債費比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

(4)将来負担比率

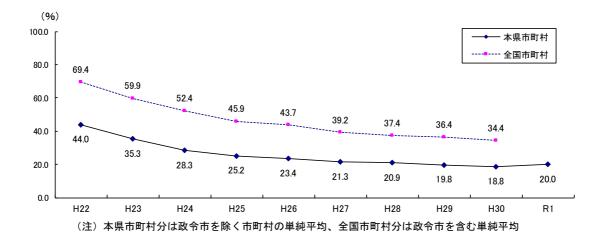
将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになって いる実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債 の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で 除したものである。

将来負担額は、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担す ることになるものに限らず、土地開発公社や損失補償を付した第三セクターの負 債等も含め、決算年度末時点において想定される地方公共団体の将来負担を把握 するものである。

将来負担比率が高いほど、当該団体の一般財源規模に比べて将来負担額が大き いということであり、今後、公債費の増大等により財政運営が圧迫されるなど、 問題が生じる可能性が高くなる。

県内市町村の将来負担比率の平均(単純平均)は、地方債の新規発行等による 地方債現在高の増加や充当可能基金の減少等により、実質的な将来負担額が増加 したことから、前年度に比して 1.2 ポイント増の 20.0%となった。

表6-2 将来負担比率の推移



7 まとめ

令和元年度の県内市町村(政令市を除く)の決算は、歳入、歳出ともに平成29年度以降3年連続で増加し、過去最大の規模となった。

実質収支が赤字となった市町村はないが、経常収支比率は平成28年度以降4年連続で上昇し、42市町において経常収支比率が90%を超え、そのうち1市において100%を超えており、依然として財政構造は硬直化が進んでいる。

市町村においては、地方創生の推進や公共施設等の老朽化対策などの課題に取り組みつつ、滞納整理等による税の徴収対策の強化、未利用財産の売払いなどによる歳入の確保、事務事業の見直しや組織の簡素効率化などによる歳出の削減を進めるとともに、統一的な基準による地方公会計の活用や公共施設等の適正管理の推進などにより、財政の透明性、予見可能性を高め、中長期的視点に立った計画的な財政運営を行うことが求められる。

財政指標(令和元年度普通会計決算及び健全化判断比率) (速報値)

									健全化判断比率	断比率			地方債現在高	114	積立金現在高((令和2年3月末)	
井田井々	歳入総額	歲出終額	形式収支	実質収支	単年度収支	標準財政規模	艺 及 七 女 数	実質赤字	連結実質	実質公債	将来負担	松別 子 子	(令和2年3月末)	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	中二
₽ ₽ ₽							¥ <u>=</u>	出	赤字比率	費比率	吊桶	1					
	千円	± + H	十円	∓⊞	十円	十円		%	%	%	%	%	千円	千円	千円	∓用	十円
北九州市	554, 597, 669	550, 110, 942	4, 486, 727	2, 123, 199	224, 684	279, 340, 536	0. 71	1	ı	6.6	170.8	9 '66	1, 017, 134, 374	8, 122, 876	12, 106, 902	16, 473, 966	36, 703, 744
福岡市	882, 411, 167	868, 661, 373	13, 749, 794	9, 343, 565	△ 627, 027	421, 511, 166	0.89	ı	ı	10.2	112.3	92.9	1, 190, 650, 667	34, 066, 075	5, 454, 899	30, 708, 169	70, 229, 143
大牟田市	54, 397, 538	54, 242, 966	154, 572	72, 898	30, 416	27, 535, 926	0.53	ı	ı	7.7	37. 2	96.9	46, 007, 859	2, 490, 053	0	5, 011, 592	7, 501, 645
久留米市	130, 099, 649	128, 833, 584	1, 266, 065	852, 670	△ 147, 052	69, 154, 492	0.67	ı	ı	3.4	32. 5	99. 9	142, 471, 449	5, 634, 209	1, 656, 222	6, 613, 246	13, 903, 677
直方市	27, 096, 149	26, 709, 180	386, 969	112, 653	97, 085	13, 127, 436	0.56	ı	ı	5.7	55. 2	95. 7	21, 777, 280	3, 094, 202	896	1, 783, 981	4, 879, 079
飯塚市	70, 735, 269	69, 457, 674	1, 277, 595	993, 649	△ 394, 928	32, 543, 646	0.51	ı	ı	5.2	17.3	99. 2	75, 433, 728	8, 627, 470	7, 476, 356	8, 167, 094	24, 270, 920
田田	30, 922, 468	29, 744, 237	1, 178, 231	558, 959	△ 67, 463	12, 975, 051	0.44	ı	ı	7.8	1	101.3	25, 409, 104	2, 433, 981	784, 099	13, 362, 502	16, 580, 582
4 三 年	32, 193, 413	30, 988, 135	1, 205, 278	711, 324	△ 72, 074	16, 266, 096	0.46	ı	ı	5.0	22. 3	95.0	32, 415, 723	5, 511, 011	3, 072, 953	4, 253, 537	12, 837, 501
八女市	39, 164, 763	37, 681, 309	1, 483, 454	552, 287	△ 340, 091	19, 591, 560	0.39	ı	I	9.0	ı	98. 1	27, 226, 539	8, 407, 997	1, 746, 995	7, 878, 206	18, 033, 198
筑後市	20, 875, 268	20, 074, 626	800, 642	761, 233	176, 786	10, 488, 293	0.67	ı	ı	7.6	34. 5	93. 6	15, 077, 959	2, 285, 441	479, 304	3, 372, 680	6, 137, 425
¥ = +	18, 640, 866	18, 465, 693	175, 173	114, 424	△ 7, 201	8, 088, 968	0.53	ı	ı	8.8	78. 4	96. 1	14, 955, 428	2, 136, 678	38, 399	1, 132, 950	3, 308, 027
梔	33, 207, 833	32, 645, 891	561, 942	503, 813	△ 33, 763	14, 079, 577	0.66	ı	ı	5.5	1	91.9	21, 572, 552	3, 733, 512	371, 221	9, 721, 455	13, 826, 188
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12, 538, 809	12, 412, 811	125, 998	122, 184	△ 29, 037	6, 850, 340	0.53	ı	ı	10.2	50.4	99. 2	10, 136, 661	1, 511, 025	455, 669	804, 678	2, 771, 372
中國中	18, 268, 100	17, 839, 280	428, 820	398, 355	316, 598	9, 450, 782	0.44	I	I	13.3	54. 5	95.3	11, 165, 114	133, 993	17, 000	898, 648	1, 049, 641
小帮市	22, 694, 293	22, 427, 814	266, 479	221, 521	3, 652	11, 690, 907	0.68	ı	ı	9.1	41.5	98. 5	18, 495, 912	1, 440, 992	45, 910	1, 395, 034	2, 881, 936
筑紫野市	33, 142, 212	32, 252, 313	889, 899	852, 015	△ 37, 233	19, 142, 750	0. 79	ı	ı	4.6	1	89. 1	26, 782, 196	1, 910, 963	461, 377	8, 470, 877	10, 843, 217
春日市	35, 222, 836	33, 619, 135	1, 603, 701	1, 171, 983	42, 991	19, 412, 940	0. 75	ı	ı	1.8	1	86.9	27, 227, 380	2, 819, 359	0	9, 974, 862	12, 794, 221
大野城市	36, 055, 730	35, 325, 174	730, 556	593, 626	△ 88, 094	18, 787, 566	0.82	ı	I	1.3	ı	89.8	21, 911, 772	4, 104, 786	0	9, 267, 824	13, 372, 610
宗参击	37, 672, 124	36, 424, 915	1, 247, 209	1, 106, 445	666, 168	19, 776, 265	09 '0	T	ı	Δ 2.2	ı	92. 4	25, 323, 750	5, 427, 680	2, 902, 285	12, 263, 867	20, 593, 832
太宰府市	25, 738, 187	25, 017, 247	720, 940	580, 755	△ 57, 333	13, 547, 649	0.68	ı	I	1.4	ı	94. 1	22, 765, 960	3, 263, 634	13, 443	1, 956, 965	5, 234, 042
古賀市	23, 025, 174	22, 186, 151	839, 023	670, 696	△ 188, 274	11, 814, 714	0. 71	ı	ı	5.7	ı	90. 7	13, 958, 907	2, 589, 596	41, 749	2, 970, 032	5, 601, 377
福津市	23, 229, 281	22, 653, 961	575, 320	501, 129	85, 580	13, 031, 885	0.58	I	I	6.2	0.2	94.9	19, 478, 297	2, 769, 786	605, 116	6, 529, 889	9, 904, 791
うきは市	16, 813, 469	16, 425, 475	387, 994	314, 277	138, 890	8, 515, 069	0.38	ı	ı	10.6	ı	91. 7	12, 663, 097	5, 346, 438	754, 377	5, 349, 870	11, 450, 685
向枯市	18, 260, 013	17, 292, 752	967, 261	931, 440	122, 056	8, 901, 508	0.63	I	I	5.5	ı	89. 2	19, 749, 263	3, 619, 820	381, 361	8, 667, 002	12, 668, 183
嘉 森 市	29, 860, 936	28, 951, 904	909, 032	645, 688	239, 707	12, 446, 056	0. 27	I	I	4.7	I	98. 1	25, 384, 856	3, 194, 839	1, 777, 450	7, 690, 826	12, 663, 115
朝倉市	41, 218, 227	39, 675, 651	1, 542, 576	985, 170	△ 13,806	14, 801, 830	0.54	I	I	8.8	ı	91.0	31, 459, 254	4, 040, 537	2, 791, 542	10, 260, 111	17, 092, 190
みやま市	19, 592, 642	18, 945, 699	646, 943	504, 971	△ 87, 397	10, 230, 788	0.43	ı	ı	4. 2	ı	93. 7	18, 702, 683	4, 548, 097	1, 135, 075	3, 601, 001	9, 284, 173
米島市	36, 230, 717	35, 298, 559	932, 158	790, 272	△ 23, 301	20, 120, 590	0.57	I	I	6.5	ı	89.8	28, 152, 458	5, 687, 421	300, 733	4, 614, 984	10, 603, 138
那珂川市	20, 042, 920	19, 703, 996	338, 924	137, 067	26, 209	9, 671, 802	0.75	1	-	5.6	ı	96. 2	13, 059, 081	1, 663, 997	1, 525, 844	5, 197, 914	8, 387, 755

財政指標(令和元年度普通会計決算及び健全化判断比率) (速報値)

									健全化判断比率	斯比率			地方債現在高	H4-	積立金現在高((令和2年3月末)	
‡ ‡	歳入総額	裁出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	標準財政規模	財政力	実質赤字	連結実質	実質公債	将来負担	松常収支	(令和2年3月末)	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	中二
亡 三 化							ž E	兄	赤字比率	費比率	光	+					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		%	%	%	%	%	千円	千円	千円	十円	十円
中美町	13, 173, 477	12, 764, 273	409, 204	318, 506	△ 95, 161	7, 168, 434	09 '0		-	7.7	0.9	94. 5	9, 978, 668	1, 468, 236	0	679, 666	2, 147, 902
篠栗町	11, 176, 048	10, 634, 305	541, 743	541, 657	490, 880	6, 012, 189	09 .0	Ī	ı	6.9	12. 7	95. 4	7, 365, 160	787, 730	522, 009	546, 751	1, 856, 490
하免甲	15, 025, 352	14, 553, 256	472, 096	340, 104	△ 181, 753	8, 596, 701	0.75	T	ı	0.9	ı	92. 3	11, 189, 000	3, 834, 044	477, 302	1, 777, 585	6, 088, 931
刪	9, 587, 620	9, 166, 604	421, 016	409, 019	37, 218	5, 593, 250	0.62	Ī	ı	7.3	61.0	90.9	7, 331, 492	2, 544, 547	284, 198	156, 903	2, 985, 648
新宫町	13, 559, 049	12, 918, 343	640, 706	292, 801	△ 90, 806	6, 365, 347	0.89	Ī	ı	7.3	88. 2	90. 1	13, 878, 559	2, 406, 956	349, 422	728, 699	3, 485, 077
Ξ	5, 411, 033	5, 246, 127	164, 906	130, 645	△ 178, 194	2, 969, 431	0.88	T	1	12.9	57.3	94.8	4, 664, 577	740, 547	219, 630	240, 269	1, 200, 446
粕屋町	14, 933, 005	14, 489, 066	443, 939	353, 184	△ 4,177	8, 683, 717	0.88	Ī	ı	11.0	ı	89. 7	9, 983, 996	1, 601, 615	178, 372	1, 761, 568	3, 541, 555
豳	8, 989, 170	8, 721, 869	267, 301	222, 222	21, 628	3, 832, 302	0.38	Ī	ı	5.7	ı	97. 1	13, 005, 281	831, 349	95, 638	3, 071, 378	3, 998, 365
大巻甲	10, 213, 076	9, 862, 366	350, 710	331, 209	△ 59, 101	5, 742, 638	0.53		ı	4.4	50.8	96. 1	7, 573, 319	2, 245, 341	462, 549	1, 349, 090	4, 056, 980
田垣田	10, 856, 956	10, 415, 883	441, 073	304, 903	23, 151	6, 228, 483	0.56	Ī	ı	4.3	ı	91.9	8, 260, 204	1, 689, 792	521, 346	1, 681, 413	3, 892, 551
遠賀甲	7, 462, 989	7, 188, 828	274, 161	193, 269	37, 856	4, 174, 290	0.60		1	7.0	24.0	92. 7	6, 588, 697	800, 753	443, 457	2, 797, 425	4, 041, 635
小竹門	5, 663, 789	5, 540, 703	123, 086	62, 814	△ 93, 257	2, 670, 100	0.34	Ī	ı	9.4	105.6	96. 7	5, 947, 769	754, 387	10	642, 443	1, 396, 840
鞍手町	7, 812, 212	7, 752, 629	59, 583	46, 901	△ 12, 432	4, 605, 074	0.48		1	8.7	1	98.8	7, 420, 889	1, 008, 911	458, 170	5, 360, 168	6, 827, 249
4 三 里	5, 876, 045	5, 610, 710	265, 335	211, 131	9, 034	3, 229, 836	0. 41	T	1	3.5	ı	96. 1	4, 490, 724	737, 525	165, 657	1, 641, 682	2, 544, 864
郑严严	12, 585, 351	12, 261, 162	324, 189	268, 303	9, 386	7, 518, 496	0.48	_	1	12.1	79. 1	89. 5	14, 400, 485	1, 909, 887	128, 120	2, 744, 146	4, 782, 153
東峰村	5, 252, 208	5, 030, 800	221, 408	91, 893	△ 9, 196	1, 398, 839	0. 13	_	1	5.9	ı	85. 6	3, 515, 148	1, 141, 007	127, 548	2, 234, 708	3, 503, 263
大刀洸甲	9, 053, 160	8, 439, 996	613, 164	341, 308	△ 90, 283	3, 790, 860	0.48		1	6.8	ı	83. 1	4, 880, 933	1, 369, 501	571, 174	2, 421, 183	4, 361, 858
大木	6, 229, 056		419, 057	254, 659	31,057	3, 244, 516	0.52	Ī	1	7.8	ı	87.3	4, 873, 434	1, 932, 000	315,000	1, 486, 440	3, 733, 440
万三甲	7, 985, 864	7, 714, 976	270, 888	98, 365	△ 93, 611	4, 514, 169	0.64	Ī	ı	8.0	20.8	94.9	7, 068, 188	1, 777, 740	201, 305	1, 395, 183	3, 374, 228
梅	6, 227, 695	5, 842, 319	385, 376	356, 070	33, 702	3, 099, 158	0.33	Ī	ı	3.6	ı	90.0	4, 512, 742	1, 160, 492	562, 770	2, 297, 137	4, 020, 399
米田甲	7, 447, 251	7, 047, 849	399, 402	315, 929	172, 886	3, 485, 702	0. 23	1	1	4.1	ı	99. 2	6, 149, 981	3, 279, 912	314, 450	1, 006, 516	4, 600, 878
\blacksquare	6, 111, 844	5, 687, 502	424, 342	398, 986	108, 749	2, 721, 954	0. 23	ī	ı	4.8	ı	95.9	4, 897, 541	1, 400, 020	1, 277, 598	2, 845, 420	5, 523, 038
讏	12, 469, 901	12, 401, 459	68, 442	39, 332	△ 307, 139	4, 873, 252	0.31	1	1	8.6	74.3	97. 4	14, 173, 662	1, 054, 409	299, 357		2, 764, 439
大千甲	11, 205, 371	10, 527, 555	677, 816	495, 887	△ 33,060	2, 400, 480	0. 20	ī	ı	17.7	74. 4	96. 4	17, 294, 376	1, 022, 604	453, 070	1, 701, 003	3, 176, 677
赤	3, 163, 798		30, 823	27, 675	△ 10, 579	1, 422, 211	0.17		1	Δ 5.2	ı	86. 4	2, 770, 509	816, 305	1, 684, 915	1, 977, 131	4, 478, 351
മ	18, 528, 884	17, 070, 689	1, 458, 195	764, 978	259, 128	7, 089, 402	0. 27	ī	ı	3.9	I	95. 1	20, 947, 065	1, 165, 764	5, 408, 779	11, 300, 101	17, 874, 644
岳田 按	14, 771, 465		788, 593	664, 885	△ 75,823	9, 338, 425	1. 25		1	10.2	43.3	84. 1	9, 759, 424		39, 103		6, 351, 915
みやい甲	12, 696, 539		662, 152	533, 003	△ 167,935	6, 594, 954	0.37		ı	4.6	I	87.9	11, 002, 072		399, 571	6	13, 388, 983
山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	3, 675, 334	3, 341, 074	334, 260	318, 803	45, 282	2, 095, 493	0.42	1	ı	8.5	15.2	86. 4	3, 390, 490	1, 063, 180	350, 493	804, 367	2, 218, 040
十一	5, 369, 590	4, 996, 965	372, 625	340, 207	53, 865	3, 011, 208	0.29	ī	ı	△ 1.5	ı	82. 2	2, 559, 689	2, 263, 356	1, 291, 273	5, 817, 662	9, 372, 291
築上町	12, 956, 136		791, 476	655, 971	△ 321, 615	5, 665, 996	0.34		1	8.0	30.5	98. 4	11, 189, 931	1, 749, 135	1, 092, 034	3, 711, 655	6, 552, 824
2政令市計	1, 437, 008, 836	1, 418, 772, 315	18, 236, 521	11, 466, 764	△ 402, 343	700, 851, 702		/		10.1	141.6	96.3	2, 207, 785, 041	188,	561,	47, 182, 135	932,
27市計	906, 938, 886	885, 296, 132	21, 642, 754	15, 761, 504	359, 091	452, 044, 486	0.58	\	\	0.9	15. 7	94. 4	768, 764, 262		28, 835, 376	161, 211, 627	288, 474, 520
31町村計	295, 469, 268		13, 117, 067	9, 724, 619	△ 490, 300	148, 136, 907	0.49	\	\	6.8	23.8	92. 2	261, 064, 005	51, 746, 250	18, 694, 320	77, 701, 384	148, 141, 954
60市町村計	2, 639, 416, 990	2, 586	52, 996, 342	36, 952, 887	△ 533, 552	1, 301, 033, 095	0.54	_	\	9.9	24. 1	93. 3	3, 237, 613, 308	192, 362, 718	65, 091, 497	286, 095, 146	543, 549, 361
58市町村計	1, 202, 408, 154	1, 167, 648, 333	34, 759, 821	25, 486, 123	△ 131, 209	600, 181, 393	0.53		/	6.4	20.0	93. 2	1, 029, 828, 267	150, 173, 767	47, 529, 696	238, 913, 011	436, 616, 474
(江) 標準	財政規模は臨時	標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。	T能額を含む。				単純平均					1					
本表	は速報値であり	、精査の結果数値	iが異動すること	がある。													

12

経常収支比率が100%を超えた市町村の推移

令和元	用川市 (101.3%)																	
平成30	大任町 (100.8%) (
平成29																		
平成26 ~				****	が出た	د ۽												
平成25 平	対田町 (100.3%)																	
平成24	大任町 3 (100.9%) (
平成21	宮若市 (103.2%) (嘉麻市 (101.1%)	大任町 (101.1%)															
平成20	直方市 (101.1%)	飯塚市 101.4%)	田川市(101.7%)	春日市 (101.1%)	孫田町 (102.9%)	米田町 (100.8%)	川崎町 (100.2%)	大任町 (100.9%)	福智町 100.0%)									
平成19	直方市 (103.7%) (_	春日市 (101.2%)		芦屋町 (103.5%) (矢部村 (100.2%)	孫田町 (109.3%)	米田町 (103.8%)	川崎町 (100.8%)	大任町 (101.0%)	福智町 (104.0%)	みやこ町 (100.3%)	樂上町 (102.6%)			
平成18	大牟田市 (101.5%) (大李府市 (100.9%)	嘉麻市 (105.9%)	小竹町 (100.2%)		:	終田男 (104.5%)	福智町 (100.7%)		線上町 (105.0%)							
平成17	飯塚市 (101.8%)	·- ^	嘉泰市 (111.3%)	芦屋町 (105.6%)	東峰村 (102.8%)		:	米田町 (100.7%)	大任町 (101.7%)		みやこ町(103.2%)							
平成16	山田市 (112.1%)	芦屋町 (106.5%)	桂川町 (100.4%)	稲樂町 (112.0%)	雅井町 (108.0%)			庄内町 (105.9%)		東峰村 (104.6%)		米田町 (101.8%)	方城町 (102.5%)	豐淨町 (101.0%)	築城町 (105.6%)			
平成15	山田市 (107.6%)	芦屋町 (105.8%)	a (103.9%)	類田町 (102.7%)	桂川町 (102.2%)	※田町 (101.9%)	小石原村 (101.3%)	宝珠山村 (100.4%)										
平成14	芦屋町 (100.9%)		類田町 (100.8%)	孫田町 (100.0%)				DIT -										
平成10	芦屋町 (105.8%)																	
昭和63	赤洛町 (102.0%)																	
昭和62	大任町 (102.3%)																	
昭和59	類田町 (100.7%)	赤洛町 (102.9%)	大任町 (109.8%)															
昭和58	直方市 (102.9%)																	
昭和57	甘木市 (101.1%)	大任町 (100.7%)																
昭和56	金田町 (112.4%)		方城町 (107.5%)	大任町 (104.2%)														
昭和55	香春町 (101.4%)		非洛男 (112.4%)	方城町 (113.8%)				:										
昭和54	金田町 (102.8%)	_	方城町 (101.5%)															
昭和53	芦屋町 (103.3%)		非洛男 (104.9%)															
昭和52	芦屋町 (106.3%)							:										
昭和51	中間市 (103.6%)		雅井町 (101.6%)		原川町 (100.1%)													
: 昭和50	飯塚市 (105.7%)	魯川市 (103.8%)	山田市 (102.2%)	大川市 (100.1%)	介춂于 (109.0%)	中間市 (117.5%)	芦屋町 (132.4%)	大巻町 (100.3%)	確井町 (118.3%)	香春町 (111.5%)	金田町 (106.6%)	米田町 (102.3%)	川崎町 (100.5%)	赤洛町 (114.3%)	方城町 (125.4%)	大任町 (112.2%)	赤 村 (104.8%)	犀川町 (119.1%)
年度					le			围			丰			K	1			

H22 H21 H20 H13 H12 福岡県内の市町村における赤字団体の状況 H11 H10 6Н H8 Н7 9H 9H H4 H3 9 Н2 9 S63 再建 ∞ ∞ S62 13 S61 98 8 13 米田町 S59 13 10 S58 宮田町 10 **S57** 10 92S 13 宮田町 12 S55 赤池町 団体数 赤字団体のうち産炭地市町村

「再建」は当該団体が準用再建団体であった時期を示す。

(注) 「赤字団体」とは当該年度の実質収支が赤字のもの。

14

財政用語解説

用 語	見 方	算 式
実質収支	決算収支を表わすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。 一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源 調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	(歳入-歳出) - 翌年度へ繰越すべき財源
単年 度収 支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。 黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支-前年度実質収支
標準財政 規 模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額-市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25%-各種譲与税-交通安全対策特別交付金等**一地方消費税交付金に係る引き上げ分の25%)×100/75+各種譲与税+交通安全対策特別交付金等**}+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額
財 政 力 指 数	当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近く、さらに「1」を 超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額/基準財政需要額 の3カ年の数値の平均
経常収支 比 率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	【経常経費充当の一般財源の額/(経常一般財源の総額+減収補てん債特例分+臨時財政対策債)} ×100(%)

※政令市のみ分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金を含む。

用 語	内
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区
	分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定
ح	されるものをいう。
特定財源	一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。
	前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、
	分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割
と	り当てられたりする収入をいう。
依存財源	自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。
	前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出
	金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経
	費である。
	通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。
	通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例と
対 策 債	して認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から令和4年
	度までの間に限り、発行される。
	地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財
	政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

算出方法

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ11.25~15%

財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

算出方法

連結(一般会計等+公営事業会計(公営企業会計を含む)) 実質赤字額

標準財政規模

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ16.25~20%

財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

(地方債の元利償還金+準元利償還金)

- (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【基準】

早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

※ 準元利償還金

一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への 負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

算出方法

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額

+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【基準】

早期健全化基準 350%(政令市は400%)

※ 将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

資金の不足額 事業の規模 【基準】

経営健全化基準 20%

16